

事 務 連 絡
平成 24 年 11 月 20 日

地方公務員災害補償基金
各 支 部 事 務 長 殿

地方公務員災害補償基金
補 償 課 長

「潜在性結核感染症の取扱いについて」の実施について

結核に感染し、「初感染結核」等と診断され、認定請求がなされた事案の取扱いについては、従来、「結核感染事案の公務災害の取扱いについて」（平成 12 年 12 月 25 日地基補第 284 号）によることとしていましたが、この度、「潜在性結核感染症の取扱いについて」（平成 24 年 11 月 20 日地基補第 299 号）を発出したところです。

つきましては、「「結核感染事案の公務災害の取扱いについて」の実施について」（平成 14 年 10 月 18 日補償課長事務連絡）は、廃止するので御了知ください。

なお、今後、結核感染事案の認定に当たっては、別紙「結核感染事案の公務上外の判断についての参考調査項目」を参考に調査を行い、支部限りにおいて公務上外の認定を行ってください。ただし、支部において判断が困難な事案につきましては、引き続き補償課長に照会してください。

結核感染事案の公務上外の判断についての参考調査項目

1 一般的事項

- (1) 被災職員の氏名、性別、年齢及び生年月日
- (2) 所属名及び職名
- (3) 職務歴
- (4) 職務の内容

2 感染源と認められる結核患者（以下「感染源患者」という。）に関する事項

- (1) 年齢、性別
- (2) 診断傷病名
- (3) 主治医の所見
- (4) 喀痰（塗抹・培養）検査又は胃液検査等の結果
 - ① ガフキー号数
 - ② 結核菌の薬剤耐性
 - ③ DNA鑑定
- (5) 胸部X線検査の結果
- (6) 咳の持続期間及び感染危険度指数（ガフキー号数×咳の持続月数）

3 結核菌曝露の状況に関する事項

- (1) 感染源患者との接触状況の詳細（時系列的に調査すること。）
- (2) 感染源患者と接触した場所の見取図（換気状況等を含む。）
- (3) 家族歴
- (4) 公務以外において結核菌に感染する可能性の有無（有の場合は、具体的状況を調査すること。）

4 被災職員の症状等に関する事項

- (1) 保健所の指導により医療機関を受診した場合は、保健所の指導内容等の詳細（定期外健康診断対象者調査票等を確認すること。）
- (2) 健康診断結果
 - ① 健康診断（過去5年間）の記録の写し、指導区分及び事後措置の内容
 - ② 人間ドック（過去5年間）の診断結果の写し
- (3) 肺結核等の既往歴
- (4) 主治医の診断書
- (5) ツベルクリン反応検査、QFT検査等の、結核菌感染を確認するための医学的検査の結果